

# 湯川村新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針

令和2年3月2日

令和2年3月9日 改正

令和2年4月20日 改正

令和2年5月7日 改正

令和2年5月18日 改正

## 1 現在の状況

5月14日、政府は全都道府県のうち39県を対象に緊急事態宣言を解除した。村内において、現時点で感染者は確認されていないが、国内での今後の流行、特に「第2派」を抑える上で重要な時期である。

## 2 今後の対応方針

緊急事態宣言が解除されたが、村内での感染予防を徹底するため、以下の取り組みを行う。

なお、今後、村内で感染者が確認された場合には、県（保健所、地方振興局）との連携の下、村民への情報提供等を適切に対応する。

### ○主な取り組み

#### 《村が行うこと》

- ・ 特別定額給付金、子育て世代への臨時特別給付金等の速やかな支給
- ・ マスクの全戸配布や高齢者世帯へのアルコール消毒液の配布
- ・ 収入減となった事業者への支援給付金、利子補給等の支援措置の実施
- ・ 日々の暮らしの感染症対策（「3つの密」の回避、マスク・手洗いの徹底等）、移動に関する感染対策（不要不急の都道府県をまたいだ往来の自粛等）などの「新しい生活様式」の定着に向けた継続的な周知
- ・ 正確でわかりやすい情報提供の徹底
- ・ 保健センターにおける相談対応
- ・ 関係団体、関係機関等との連携による感染拡大防止
- ・ 公共施設の一部使用制限の解除、感染予防対策の徹底
- ・ 高齢者施設等における施設内感染予防対策の徹底
- ・ 必要不可欠な会合等を除き、イベント、行事は開催の縮小や延期の周知

#### 《村民が行うこと》

- ・ 日々の暮らしにおける咳エチケットや手洗いを始めとした基本的な感染症対策の徹底や「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3つの密の回避
- ・ 不要不急の都道府県をまたいだ往来を極力控えること、特に特定警戒都道府県との往来を自粛
- ・ これまでクラスターが発生しているような施設や、3つの蜜のある場所への外出自粛
- ・ 特定警戒都道府県から転入した場合、感染拡大防止の観点から、2週間は不要不急の外出を控え、少しでも症状があれば「帰国者・接触者相談センター」に連絡・相談する
- ・ 医療従事者をはじめ、新型コロナウイルスの陽性となった方やその関係者に対する差別や偏見はしない